

平成31年3月以降も、引き続き 医療機関等の窓口負担は免除となります

- **岡山県内の災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、**①保険証と②免除証明書**の両方を医療機関等の窓口で提示することで、平成31年6月末まで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**が免除となります。

<窓口負担・利用料が免除される方の要件>

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市
真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 加賀郡吉備中央町
小田郡矢掛町 津山市 和気郡和気町 岡山県医師国保組合 岡山県建設国保組合
岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合等についても免除される場合があります。詳細は各組合等へお問い合わせください。）

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、岡山県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一部の保険者については免除（または一定期間は支払が猶予）される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**